

法律の必要性

- 気候変動問題に対処するため、鳩山総理大臣は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスの排出を2020年までに25%削減することをめざし、あらゆる政策を総動員することを表明。
- この削減目標の達成に向け、総動員されるあらゆる政策を体系的に明らかにする必要。
- 京都議定書以降の新たな枠組みづくりのための国際交渉に当たり、我が国における地球温暖化対策の基本的な方向性を法律として明示することが重要。

法案の概要

目的

- 新たな産業の創出及び就業の機会の増大を通じて経済の成長を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - ・ 新たな生活様式の確立等を通じた低炭素社会の構築を旨として実施すること
 - ・ 国際的協調の下に積極的に推進すること
 - ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大を図ること
 - ・ エネルギーに関する施策との連携を図ること

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減（いずれも1990年比）
- 再生可能エネルギー等消費量目標：2020年までに最終エネルギー消費量の20%程度を導入

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体の見直し
- 全量買取方式の固定価格買取制度の創設

《日々の暮らし》

- 再生可能エネルギーの利用の促進
- 機器・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の提供

《ものづくり》

- 機器・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出
- 革新的な技術開発の促進

《地域づくり》

- 公共交通機関の整備等による地域社会の形成の推進
- 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する財政措置等

《その他》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進
- 地球温暖化への適応を図るための施策の推進